患者様へのご案内

施設基準等に関するお知らせ

当院では、患者様に安心して歯科診療を受けていただけるよう、以下の施設基準について届出を行い、適切な診療体制の整備に努めています。

届出を行っている施設基準

・初診料（歯科）の注 1 に掲げる基準

歯科診療に使用する医療機器について、患者様ごとの交換や適切な洗浄・滅菌処理を行うなど、院内感染防止対策を徹底しています。また、所定の研修を受けた常勤の歯科医師を配置しています。

・歯科外来診療医療安全対策加算 1

患者様に安全な歯科医療を提供するため、AED や酸素、血圧計などの緊急時に必要な設備を備え、医療安全管理体制を整えています。緊急時には連携医療機関と協力して適切に対応できる体制を確保しています。

・歯科外来診療感染対策加算 1

院内感染管理者を配置し、治療器具の洗浄・滅菌や適切な感染防止対策を行うことで、患者様および医療従事者の感染リスクの軽減に努めています。

・歯科治療時医療管理料

高血圧症や糖尿病などの全身疾患をお持ちの患者様に対し、必要に応じて医科の主治医や病院と連携し、血圧や脈拍、酸素飽和度などを確認しながら安全に治療を行う体制を整えています。

・口腔管理体制強化加算

むし歯や歯周病の重症化予防、口腔機能の維持・向上を目的として、継続的な歯科管理を行う体制を整えています。患者様のお口の健康を長期的に支えるため、予防や定期的な管理に取り組んでいます。

・口腔機能実地指導料

お口の機能の発達や低下に関するお悩みに対し、所定の研修を受けた歯科衛生士が、患者様の状態に応じた口腔機能の訓練や実地指導を行う体制を整えています。

・歯科訪問診療料の注 16 に規定する基準

通院が困難な患者様に対して、ご自宅や施設などを訪問して歯科診療を行うための体制を整えています。

・光学印象

口腔内スキャナーなどを用いて、お口の中をデジタルデータとして読み取り、歯型を採得する光学印象に対応しています。

・CAD／CAM 冠および CAD／CAM インレー

コンピュータ支援設計・製造技術（CAD／CAM）を用いて製作した、かぶせ物や詰め物による治療を行っています。保険適用には一定の条件がありますので、詳しくはご相談ください。

・歯周組織再生誘導手術

歯周病によって失われた歯周組織の再生を促すため、専用の材料を用いた歯周組織再生誘導手術に対応できる体制を整えています。

届出を行っている施設基準（続き）

・クラウン・ブリッジ維持管理料

保険診療で装着した対象のかぶせ物やブリッジについて、装着後 2 年間の維持管理を行っています。

・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5

医療現場で働く職員の賃金改善を行い、人材の確保と良質な医療の継続的な提供に努めています。この取り組みにご理解くださいますようお願いいたします。

・歯科技工所ベースアップ支援料

当院では、かぶせ物や入れ歯などの製作を歯科技工所に委託しています。歯科技工士の賃金改善を支援するため、所定の支援料を算定し、その全額を歯科技工所への委託費の増額に充てています。ご理解くださいますようお願いいたします。

その他の届出

・薬剤名等省略

診療報酬の請求にあたり、所定の条件に該当する薬剤について、診療報酬明細書への薬剤名等の記載を一部省略する届出を行っています。

その他のご案内

・個人情報の取り扱いについて

当院では、個人情報保護法に基づき、問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型、処方せん等の個人情報を適切に管理しています。取得した個人情報は、診療、医療保険事務、他の医療機関との連携など、あらかじめお知らせした利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

・明細書の無料発行について

当院では、診療内容や費用をご確認いただけるよう、診療報酬の算定項目が記載された明細書を無料で発行しています。医療費の自己負担がない患者様にも無料で発行しています。明細書の発行を希望されない場合は、受付までお申し出ください。

・歯科疾患管理料について

患者様と協力しながら、むし歯や歯周病などの継続的な管理を行い、お口の健康維持と病気の重症化予防に努めています。

・新しい義歯（入れ歯）の製作について

保険診療で新しい入れ歯を製作する場合、原則として前回の製作から 6 か月以上経過している必要があります。他の歯科医院で製作した場合も同様です。

上記施設基準に係る連携医療機関

連携医療機関名： 東京医科大学病院

所在地：〒160-0023　東京都新宿区西新宿 6-7-1

電話番号：03-3342-6111

医療法人スワン会 新宿スワン歯科・矯正歯科　（管理者）院長　杉原彩子